

遊休農地再生利用事業実施要領

制定	平成 31 年 3 月 29 日	農構第 30193-5 号
一部改正	令和 2 年 3 月 24 日	農構第 30193-2 号
一部改正	令和 3 年 3 月 16 日	農構第 30193-3 号
一部改正	令和 5 年 3 月 30 日	農構第 30193-5 号
全部改正	令和 6 年 3 月 25 日	農構第 30193-1001 号
一部改正	令和 7 年 3 月 28 日	農構第 30193-1 号

第 1 目的

遊休農地は、病虫害や鳥獣被害の温床となり、その増加は、農業の基盤である農地を減少させることから、遊休農地の発生防止に係る取組や、営農のために遊休農地を再生利用する取組を支援する。

第 2 事業の内容

1 発生防止推進事業

市町村が行う遊休農地の発生防止に係る経費の一部を補助する。

2 再生利用事業

担い手農業者等が、農産物の栽培を目的として、遊休農地等を引き受けて農地を再生利用する取組に係る経費の一部を補助する。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は市町村とする。なお、本事業は、市町村が農業者等の遊休農地再生に係る取組を補助する場合にのみ、県は上乘せして支援するものとする。

第 4 助成対象者

助成対象者は、第 2 の事業に取り組む市町村、農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会、農業参入する企業等とする。

第 5 事業の実施手続

1 実施計画書の作成

- (1) 事業を実施しようとする事業実施主体は、遊休農地再生利用事業実施計画書（様式第 1 号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画書の作成に当たっては、事業実施主体内において関係施策と十分な調整を図り、農業事務所等の指導を受けて作成するものとする。

2 事業計画の承認申請

上記 1 の(1)に規定する実施計画書を作成した事業実施主体は、遊休農地再生利用事業実施計画承認申請書（様式第 2 号）に実施計画書を添付し、農業事務所長（以下、「所長」という。）に提出して承認を受けるものとする。

3 実施事業計画書の承認要件

所長は、上記 2 の規定により提出された実施計画書が別に定める実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画の達成が確実であると見込まれる

場合、遊休農地再生利用事業実施計画承認通知書（様式第 3 号）を交付し、その承認を行うものとする。

4 事業計画の重要な変更

事業実施主体は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更を行う場合には、上記 1 及び 2 の規定に準じて、変更後の実施計画書を作成するとともに、遊休農地再生利用事業実施計画変更承認申請書（様式第 4 号）に変更後の実施計画書を添付の上、所長に提出し、遊休農地再生利用事業実施計画変更承認通知書（様式第 5 号）により、その承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次の(1)及び(2)に該当する場合とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増加又は 30%を超える減少

第 6 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適性かつ効果的な実施について指導するものとする。

第 7 事業実施状況の確認

事業実施主体は、事業の目的どおり遊休農地が再生されたかどうか対象農地の再生前後の状況を確認するとともに、再生利用に要した実績経費が交付要件に該当するかどうかを併せて確認するものとする。

なお、遊休農地再生利用実施基準第 4 の 2 の（2）に該当する場合は、耕作予定面積として報告した農地において、適正に耕作が行われているか、事業実施主体は確認するものとする。

第 8 事業実績の報告

1 実績報告書の作成等

事業実施主体は、第 2 に掲げる事業を完了したときは、遊休農地再生利用事業実績報告書（様式第 1 号）（以下、「実績報告書」という。）を作成し、所長に提出するものとする。

2 実績報告の期日

上記 1 の報告は、原則として事業完了後 1 ヶ月以内又は事業実施翌年度の 4 月末日までのいずれか早い期日までとするが、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 実績報告の報告

所長は、上記 2 に基づき、事業実績の報告を受けた場合には、実績報告書の写しを添付の上、速やかに知事に報告するものとする。

第 9 事業の評価

1 事後評価の実施

(1) 事業を実施した事業実施主体は、事業評価表（様式第 6 号）により事後評価を行い、

実績報告書に添付し、所長に提出するものとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、事業実施主体は事後評価を行い、所長の指定する期日までに結果を報告するものとする。

第10 助成

知事または所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別 記

遊休農地再生利用実施基準

第1 一般基準

- 1 実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めない。
- 2 当該年度中に事業計画の遂行が確実に見込まれるものを対象とする。
- 3 事業実施主体は、遊休農地の発生予防、再生等の取組にあたり、補助事業費の低減を図るものとする。

なお、補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定する。

また、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る雇用労働者の労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができる。

- 4 事業の実施区域は、原則として、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域を除く区域とする。

第2 交付要件

補助の対象となる支援は、次の要件を満たすものとする。

ただし、別表1に該当する場合には、補助金を交付しない。

1 発生防止推進事業

（1）補助対象経費

遊休農地の発生を予防する取組に要する経費（詳細は、別表2のとおり）。

（2）対象農地

農地法第30条に基づく利用状況調査により同法第32条第1項第1号及び第2号に該当すると判定された遊休農地又は、近い将来、1号遊休農地になる恐れのある農地として認められるもの。

2 再生利用事業

（1）補助対象経費

障害物除去（草木の刈払抜根・伐採、草木・根の処分、除礫）、整地、測量に要する経費。

（2）助成対象者

農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会等。
ただし、次の各号の場合は対象としない。

ア 農地の所有者及び農地を農地中間管理機構（以下「機構」という。）へ貸し付けられる以前に借り受けていた者が再び機構から借り受ける場合又は取得する場合

イ 借り受ける者が貸し付ける者の世帯員である場合又は取得する者が譲渡する者の世帯員である場合

ウ 構成員が同一世帯員のみで構成されている農地所有適格法人（農地法第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）に、その構成員（その世帯員を含む。）が貸し付ける場合又は譲渡する場合

エ 農地所有適格法人の事業に常時従事している者又は農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役（その世帯員を含む。）が当該農地所有適格法人に貸し付ける場合又は譲渡する場合

（3）対象農地

ア 農地法第 30 条に基づく利用状況調査により同法第 32 条第 1 項第 1 号に該当すると判定された遊休農地のうち、作物の栽培に向けた再生利用作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地。

イ 原則として 10 年以上、無償で機構に貸し付ける農地。又は機構に譲渡する農地。

ウ 機構から借り受け又は取得する農業者等が、予定できる農地。

エ 機構から借り受け又は取得した農業者等が、借り受け又は取得後 5 年以上耕作する農地。

オ 1 筆、もしくは隣接する複数筆で一体的に耕作できる場合はその広がりが概ね 5 a 以上の土地。

カ 次の各号の農地は対象としない。

（ア）期間借地

（イ）賃貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転及び農作業受委託等を受けてから遊休農地となった農地

（ウ）再生利用する農地に太陽光発電設備を設置し、営農型太陽光発電をする場合

（エ）中山間地域以外の農地で機構から借り受ける農地のうち、「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21 経営第4530 号農林水産省経営局長、21 農振第1598 号農林水産省農村振興局長）」の第3の1の（3）のアの（ウ）のaに規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」

第3 事業計画の採択

事業計画の採択は、予算の範囲内で行うものとし、発生防止推進事業に係る計画を優先的に採択する。

また、再生利用・集積に係る採択に関しては、政策目標である担い手の農地集積率の向上への寄与する効果等を比較検討の上で、事業効果が高いと判断された計画から順に採択する。

第4 補助金の交付額

本事業は、以下の基準の範囲内において、事業実施主体の取り組みに対して県が補助する。なお、本事業は、市町村が農業者等の遊休農地再生に係る取組を補助する場合に

のみ、県は以下の交付単価で上乗せして支援するものとする。

1 発生防止推進事業

補助対象事業費の 1/2 以内とする。ただし、県交付額の上限は、10 万円とする。

2 再生利用事業

補助対象事業費は、200 万円未満とし、補助対象となる取組単価は、50 千円/10a 以上とする。

(1) 取組単価と県交付額の上限

県交付額の上限は以下のとおりとする。

ア 使用貸借の場合

(ア) 中山間地域以外

県交付額は 25 千円/10a を上限とする。ただし、第 2 の 2 の (3) のカの (エ) に規定する農地は除く。

(イ) 中山間地域

県交付額は 75 千円/10a を上限とする。

ただし、取組単価が 50 千円/10 a 以上で、150 千円/10 a 以下の場合は、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の 1/2 を上限とする。

イ 取得の場合

(ア) 中山間地域以外

県交付額は 25 千円/10a を上限とする。

(イ) 中山間地域

県交付額は 75 千円/10a を上限とする。

ただし、取組単価が 50 千円/10 a 以上で、150 千円/10 a 以下の場合は、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の 1/2 を上限とする。

ウ 本事業において「中山間地域」とは、別表 3 に掲げる地域とする。

(2) 遊休農地を含み、事業実施翌年度より、新たに耕作する農地面積が以下の条件を満たす場合

中山間地域以外の場合：3 ha 以上

中山間地域の場合：1 ha 以上

県交付額の上限は以下のとおりとする。

ア 使用貸借の場合

(ア) 中山間地域以外

県交付額は 50 千円/10a を上限とする。

ただし、第 2 の 2 の (3) のカの (エ) に規定する農地は除く。なお、取組単価が 50 千円/10a 以上で、100 千円/10a 以下の場合は、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の 1/2 を上限とする。

(イ) 中山間地域

県交付額は 100 千円/10a を上限とする。

ただし、取組単価が 50 千円/10 a 以上で、200 千円/10 a 以下の場合は、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の 1/2 を上限とする。

イ 取得の場合

(ア) 中山間地域以外

県交付額は 50 千円/10a を上限とする。

ただし、取組単価が 50 千円/10a 以上で、100 千円/10a 以下の場合は、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の 1/2 を上限とする。

(イ) 中山間地域

県交付額は 100 千円/10a を上限とする。

ただし、取組単価が 50 千円/10 a 以上で、200 千円/10 a 以下の場合は、その取組単価を上限とし、県交付額はその取組単価の 1/2 を上限とする。

ウ 本事業において「中山間地域」とは、別表 3 に掲げる地域とする。

(3) 額の算定

交付対象者別に、交付要件を満たす再生利用を行った対象農地の面積（10 m²未満は切り捨て）に（1）または（2）の取組単価を乗じることにより算定する。

第 5 補助金の返還手続き

事業実施主体は、補助金の交付を受けた農業者等が次の各号に該当すると認められる場合は、補助金交付取消決定通知書により該当する農地にかかる補助金全額の返還を求めるものとする。

なお、補助金の交付を受けた農業者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を事業実施主体へ届け出るものとする。

1 補助金の交付を受けた農業者等によって、交付対象となった農地の農業上の利用が 5 年以上継続されなくなったとき。ただし、次の各号の場合を除く。

(1) 災害により対象農地が崩壊した場合

(2) 公用公共の用に供するための買収又は貸借が行われた場合

(3) 機構から借り受けた者又は取得した者の死亡等による場合

(4) 対象農地が 5 年に満たない期間で返還された場合でも、相当以上の期間を置かず、機構を通じて別の農業者等に貸し付け又は譲渡され、農業上の利用が継続される場合

(5) 経営の法人化等により、実質的に農業上の利用が継続する場合

2 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

別表 1 補助金を交付しない場合

- | |
|--|
| <p>1 次に掲げる補助金等が交付されたことがある遊休農地を再生し、機構を通じて借り受ける場合又は取得する場合。</p> <p>ただし、借り受け期間が当初契約どおりの終期を迎え、農用地の所有者に耕作権が戻った後、遊休農地となった場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 の「機構集積協力金交付事業」に基づく機構集積協力金</p> <p>(2) 農用地利用集積促進事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日農第 3003-1 号）の別記「農用地利用集積促進事業実施基準」に基づく農用地利用集積促進奨励金</p> <p>(3) 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 1 「耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法」に基づく耕作放棄地再生利用交付金</p> <p>(4) 荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業（平成 31 年 3 月 29 日付け農構第 30193-5 号）に基づく再生利用・集積（伐採・抜根、整地等）</p> <p>(5) 耕作放棄地リフレッシュ促進事業実施要領（平成 28 年 7 月 29 日農構第 30193-7 号）の別記「耕作放棄地リフレッシュ促進事業実施基準」に基づく耕作放棄地リフレッシュ促進支援費</p> <p>(6) 耕作放棄地再生利用総合対策実施要領（平成 21 年 4 月 1 日農第 30193-1 号）の別記「耕作放棄地再生利用総合対策実施基準」に基づく耕作放棄地再生利用総合支援費</p> <p>(7) その他類似事業の実施による推進費等</p> |
|--|

別表2 発生防止推進事業の対象経費

推進事業の対象経費は、補助対象事業遂行のため必要な経費であって、次表の区分に従い支出した経費に限る。領収書等の支出を証明する書類は必ず保管のこと。

節		区 分	補助対象外事例
報償費	謝金	○研修等の講師等に対する謝金 ・視察先、講師等の謝金	○土産代等左以外の報償費
旅費	普通旅費 講師等旅費	○直接必要な旅費 ・先進事例調査、市場調査等のために必要な旅費 ○研修等の講師等に対する旅費 ・講師等の旅費	○宿泊経費
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費	○各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用 ○先進事例調査、研修等の際にかかった燃料費 ・自動車等の燃料費 ○講師等弁当、茶菓子賄料 ○資料、図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費	○事業以外の用途に供する消耗品費 ○事業主体の運営経費的(日常的に発生する経費)な燃料費 ○会食経費 ○事業以外の用途に供する資料費
役務費	通信運搬費 手数料	○郵便料、電信電話料、運搬費等 ○振込手数料	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
委託料		○労務管理、経営分析等の委託料	
使用料及び利用料		○会議用会場、貨客兼用自動車、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料 ○有料道路通行料	○懇親会場借料 ○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供する賃借料及び損料
備品購入費		○ソフト事業遂行のため必要な機械器具等	○委託・賃借等で対応できるもの

別表3 中山間地域

1	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
2	山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
3	特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域
4	農林統計区分に用いる中間農業地域又は山間地域。

（参考：10aあたりの交付単価上限表）

※原則、以下の交付単価であるが、市町村によって交付単価は異なる可能性がある。

第4の2の（1）の場合

中山間地域以外		中山間地域	
群馬県	25千円	群馬県	75千円以下
市町村	25千円	市町村	75千円以下

第4の2の（2）の場合

中山間地域以外		中山間地域	
群馬県	50千円以下	群馬県	100千円以下
市町村	50千円以下	市町村	100千円以下

この実施基準は、令和7年4月1日から適用する。